

生駒市条例第 2 号

生駒市営住宅条例及び生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 1 3 日

生駒市長 山下 真

生駒市営住宅条例及び生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例

(生駒市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 生駒市営住宅条例（平成 9 年 1 2 月生駒市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（入居者資格）」に改め、同条中「の入居者」を「に入居することができる者」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 7 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 号から第 4 号まで」に改め、同条第 3 項中「同条各号」を「同条第 1 号から第 4 号まで」に改める。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 4 1 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第41条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

(入居者資格)

第50条の2 第49条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条各号に定める者

(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第52条中「前2条」を「前3条」に改める。

第54条第4号中「第5号」を「第6号」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第64条の2 市長は、第6条第5号、第12条第2項（第52条において準用する場合を含む。）、第13条第2項（第52条において準用する場合を含む。）、第41条第1項第6号（第52条において準用する場合を含む。）、第50条の2第2号及び第54条第4号に該当する事由の有無について、本市の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くこ

とができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、市長に意見を述べることができる。

(生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第2条 生駒市再開発住宅条例（平成6年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）は、再開発住宅に入居することができない。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第15条の見出しを「（自動車保管場所の使用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の許可を受けようとする入居者又は同居者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第25条第1項に次の1号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動車保管場所を使用している入居者又は同居者が暴力団員であるこ

とが判明したとき。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第29条 市長は、第3条第3項、第6条第2項、第15条第4項、第25条第1項第6号及び第26条第3号に該当する事由の有無について、本市の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、市長に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。